

資料 2

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小
井市条例」の見直し案について

1 経過

現行の障害者差別解消条例に関しては、付則第 2 項で障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）の施行後、3 年を目途として見直しを行うこととされている。改正法は令和 6 年 4 月 1 日に施行されていることから、条例はその 3 年後の令和 9 年 4 月を目途に見直しを行いたいと考えている。

令和 7 年 7 月 9 日に開催された第 1 回差別解消委員会では、特に、前回見直しが見送られた 4 つの論点を中心に委員会で議論する方針が確認され、各委員から各論点についてご意見を頂いた。

令和 7 年 8 月 6 日に開催された第 2 回差別解消委員会では、事務局が作成した見直し案をもとに協議を進め、新たに出された論点も含め更にご意見を頂いた。

2 差別解消委員会における協議状況について

(1) 前回見直しの際に検討された 4 つの論点について

ア 障害の社会モデルについて

障がいのとらえ方として、「医学モデル」と「社会モデル」に加え、いずれの考え方も包摂した「ICF モデル」の考え方を踏まえ、障がいについての考え方を逐条解説に掲載し説明することとなった。

イ 意思決定支援について

個別の条文として盛り込むよりも理念として盛り込んでいく方が良いのではということになった。用語の説明については、定義ではなく逐条解説に記載することとした。

ウ 教育について

差別解消委員会としては、特段規定自体について見直す必要はないという意見で一致し、より分かりやすい表現となるように軽微な修正を行った。

他方、教育委員会にも大きな影響の及ぶ箇所であることから教育委員会の考え方を確認することとした。

エ 特定相談について

特定相談については、条例制定当時の根拠を確認したところ、「差別」や「障がい」という言葉を敢えて用いることが当事者にとって必ずしも好ましいことではないといった理由からこのような用語を用いることになったと思われるため、逐条解説の中でその旨を説明することとした。

(2) 今年度の委員会で新たに出された意見

ア 複合的な差別について

特に女性と児童に限るのではなく、憲法などを参考に、考え得るものをすべて入れてはどうか。

イ 虐待について

虐待の類型が5つある中で、多く見られるにもかかわらず、経済的虐待について例示がないのはいかななものか。

ウ 合理的配慮について

逐条解説に「義務化されることに伴い」とあるが、すでに改正法が施行されていることから、それを踏まえた修正が必要